

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方＞

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方は、会社としての意思決定が、会社の経営方針とコンプライアンス遵守への強い意志を反映したものでして常になされるための仕組みが作り上げられ、またその仕組みに対してチェックアンドバランスがうまく機能しているか、またさらにそれを監視する仕組みが出来上がっているかということと認識しております。

＜コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況＞

(1) 会社の機関の内容

当社の経営意思決定機関として毎月一度開催される取締役会があり、取締役及び監査役が出席しています。会社の重要な決定事項は全て取締役会を経由して行われ、会社の経営方針とコンプライアンスへの遵守に関しては、取締役会にて役員間での意思の徹底が図られます。また、当社グループの主要子会社には社長、または非常勤役員のかたちで親会社役員が必ず兼務しており、その兼務役員を通じグループトップの経営方針が伝達され、グループとしてのコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

取締役会で決定された会社の意思決定は、次に取締役会メンバーに執行役員を加えた毎月の予算会議の場で実行施策に関する議論が行われます。この予算会議においても会社の経営方針とコンプライアンス遵守は上位概念として存在します。この取締役会による会社の意思決定と予算会議による実行施策に関しては、毎月一度開催の、上級管理職以上が全員出席する所属長会議によって再度徹底され、その末端までへの浸透が確認されます。

取締役会を監督する機関として監査役会があり、取締役及び執行役員の意思決定、及び業務の執行を監視する仕組みとなっております。社外監査役には弁護士が含まれ、必要に応じ専門的見地からコンプライアンスへの監視、意見具申が行われています。

(2) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当社は社長直属の社内監査室を中心に社内監査を実施しており、社内規程の遵守、損失発生の未然防止、コンプライアンスの遵守等を重点項目に業務の執行状況を監査して効果をあげております。

また常勤監査役は会計監査を執り行うのと同時に、取締役会、予算会議、所属長会議等の重要な会議には原則として全て出席し、会社としての意思決定と業務の執行状況を常に監視できる体制をとっております。

さらに当社グループは会計監査人に芙蓉監査法人を選任し、金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エム・エヌ・エス(株)	1,188,000	27.19
西 信之	265,074	6.07
西 光世	169,658	3.88
協立電機社員持株会	154,320	3.53
(株)三菱UFJ銀行	138,000	3.16
西 雅彦	128,920	2.95
協立電機取引先持株会	108,180	2.48
西 美弥子	104,800	2.40
(株)静岡銀行	102,000	2.33
横河電機(株)	96,000	2.20

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社におけるその他の関係会社はエム・エヌ・エス(株)で、2019年6月30日現在、当社の29.69%の議決権を保有しております。当社代表取締役が当該その他の関係会社の取締役を当社非常勤監査役が当該その他の関係会社の監査役をそれぞれ兼務しておりますが、当社とその他の関係会社との間には取引関係はなく、当社はその他の関係会社からの独立性が保たれております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 雅	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 雅	○	——	同氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待し選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者及び及ぼし得る者ではないこと、さらに上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定例的に開催される監査役会のうち、決算並びに中間決算に関わる監査役会には必ず会計監査人による意見具申が行われております。また、内部監査部門である社内監査室で実施された内部監査は、被監査部門の状況並びに提言を全て監査報告書としてまとめ、その写しを監査役会にも提出しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 喜代次	弁護士													
木村 精次	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 喜代次	○	_____	同氏は、法律の専門家であり広範な知識を持って公正な視点により当社の監督を務めており、経営陣から著しいコントロールを受け得る者及び及ぼし得る者ではないこと、さらに上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

木村 精次	○	_____	同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、行政分野における豊富な経験や高い知見を有していることから当社の経営執行に対して独立した立場での客観的な視点による適切な監査遂行を期待し選任しております。また、経営陣から著しいコントロールを受け得る者及び及ぼし得る者ではないこと、さらに上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
-------	---	-------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社では、取締役への報酬の一部を役員賞与として各事業年度の利益水準を鑑み、株主総会にて決議のうえ、支給しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

取締役 9 名 支給額84,892千円、監査役 4 名 支給額15,600千円、合計13名 支給額100,492千円(2019年 6 月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に経営企画室、社内監査室、内部統制監査室より業務の執行状況、監査結果、内部統制の遵守状況について必要に応じ随時報告を実施しております。また、事前説明が必要な取締役会での議案については、管理本部よりその内容を説明しております。
一方、社外監査役には常勤監査役が接見、電子メール等で必要に応じて連絡を取っております。また、社外監査役をサポートするために社内監査室が定期的に実施している内部監査の報告書をその要請に応じて提出しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は職制規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の諸規程を設け、これらの規程に従って業務を取り進めております。また、これら諸規程に基づいた電子承認システムを採用しており、意思決定の迅速化を図りながら、そのプロセス及び結果の電磁的記録の保存を実施しております。会社経営における重要事項(会社の方針に関する事項、株主総会に関する事項、決算に関する事項、取締役に関する事項、株式・社債に関する事項、人事・組織に関する事項、営業に関する事項、資産に関する事項、資金に関する事項等)は取締役会の付議事項として取り上げられております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現体制では、社外取締役が取締役会の一員としてその職務を遂行しながら、取締役会のモニタリングを行い、監査役会と連携の上、その意思決定プロセスの監視、内部統制システムの構築・運用等への関与並びに必要な応じ取締役会の審議事項について意見具申を行う体制となっております。また、常勤監査役は会計監査を執り行うのと同時に、取締役会、予算会議、所属長会議等の重要な会議には原則として全て出席し、会社としての意思決定と業務の執行状況を常に監視できる体制があることから、社外取締役による監視及び監査役会による監査で、社外チェックという観点からも経営監視機能は十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを策定し当社ホームページ等にて公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回程度決算説明会、会社説明会として個人投資家も含めた幅広い投資家層を対象とした説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	9月上旬を目処にアナリスト向け決算説明会及び年10回程度のアナリスト・機関投資家向けスモールミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.kdwan.co.jp/ir/index.html IRスケジュール、決算/会社説明会資料、決算短信、財務指標、IRポリシー等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: IR室 IR担当役員: 代表取締役 西 信之 IR室長: 平井 伸太郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアルにおいて企業行動基準や行動指針(ステークホルダーとの関係)を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001取得、CSR報告書の継続的開示、CSRシンポジウム等への積極的参加を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを策定し当社ホームページ等にて公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的考え方

当社グループにおける内部統制システムは、業務の有効性及び効率性、財務情報の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全の達成のために構築されており、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITの利用を機軸として会社経営における戦略並びに事業目的を達成することにあると認識しております。

各社員が上記認識を含め、その目的を十分に理解し、各々の役割を組織として有機的に機能するための体制構築が内部統制を機能させる最も重要な要素だと考えております。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括するため、以下の施策を取り進めております。

- (a) 意思決定に関する申立・起案部局と意思決定者が一目で明確になるよう整備しております。
- (b) 当社はリスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会(以下「CR管理委員会」とする。)」を設置し、取締役または執行役員からCR管理委員長を選任しております。
- (c) 社内にコンプライアンス相談・通報体制を設け、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わないこととしております。
- (d) CR管理委員会は、随時研修等を通じ、指導しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「管理規程」に基づき管理本部にて保存・管理されております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (a) CR管理委員会は企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを旨とするリスクに対処すべく実践的運用を行っております。平常時においてはリスクの洗い出し並びにその軽減に取組み、また、規則の見直し、研修の実施、マニュアルの作成等を行っております。有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が危機管理に当たることと規定されております。
- (b) CR管理委員会は次のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備しております。
- (イ) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
- (ロ) 役員・使用人の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- (ハ) 基幹システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- (ニ) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、予算会議を別途毎月1回開催し、実行施策に関する具体的意思決定を行っております。

業務の運営については、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、各部門において、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理し、子会社の状況を定期的に当社の取締役会に報告しております。
- (b) 当社の取締役、執行役員及び使用人が、子会社の取締役を兼任し当社が子会社の業務の適正を監視できる体制としております。
- (c) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とし、その監査結果を当社代表取締役へ報告しております。
- (d) 子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置き、当社コンプライアンス担当役員がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制としております。
- (e) グループ共通の「協立グループコンプライアンス・マニュアル」を策定し、相談・通報体制の範囲をグループ全体としております。
- (f) 子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役会で協議すること等により子会社の取締役の職務の執行の効率を確保しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (a) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補佐すべき監査役スタッフを置くこととしております。
- (b) 監査役スタッフは、監査役の指示に従いその職務を行うこととされております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 前号の監査役スタッフの独立性を確保しております。
- (b) 監査役スタッフの人事考課については、常勤監査役が行うこととされております。
- (c) 監査役スタッフは、グループの業務の執行に係る役職は兼務しないこととしております。
- (d) 監査役スタッフは、監査役に係る業務を優先することとされております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役は取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。
- (b) 取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への著しい悪影響、重大な損害、規程の重大な違反に関する事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行うこととしております。
- (c) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が求めた報告、調査に迅速かつ確に対応しております。
- (d) 監査役に報告を行った者が不当な取扱いを受けないことを確保しております。
- (e) 内部通報制度の通報状況を監査役に報告しております。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等は速やかに処理することとしております。

(10) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 社外監査役の選任に際しては、社外役員としての職務が遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

(b)協立グループ監査役会は、独自に意見形成するため、随時開催しております。また、必要に応じ外部アドバイザーを活用しております。
(c)監査役は、会計監査人、社内監査室、グループ各社の監査役と情報交換に努め連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保しております。

(11)反社会勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たないこととし、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応で臨み、一切の関係を遮断しております。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制

協立グループは財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、定期的にその有効性を評価しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制制度の中にも反社会的勢力排除に向けた体制として「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応で臨み、一切の関係を遮断すること。」として規定しております。また、対応統括部署を管理本部とし、不当要求防止責任者を設置、合わせてそれ以外の社員にも同責任者講習への参加を積極的に推進しております。当社は、各種情報の収集も積極的に行っており、静岡県企業防衛対策連絡協議会に加盟し、警察及び関係機関と連携を重視し、組織として反社会的勢力排除に向け対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点では買収防衛策を具体的には決定しておりませんが、決定の可否並びにその内容については、株主構成並びに会社の状況を十分に勘案し、引き続き検討していく所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの考えるコーポレート・ガバナンスをより迅速且つ的確に実現するための今後の課題として、

- (1) より迅速な指揮命令系統の充実
- (2) 諸規程類の定期的な見直し及び整備
- (3) 社員各人へのさらなる意識浸透

であると認識しております。それら実現のために、ソフト面、ハード面における環境整備を引き続き積極的に実施する所存であります。

